

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

規則	ページ
◎高知県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則	1
告示	
○二級建築士等試験事務を行わせる高知県指定試験機関の住所等の変更の届出（建築指導課）	5

## 規 則

高知県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則をここに公布する。

平成26年8月5日

高知県知事 尾崎 正直

### 高知県規則第84号

#### 高知県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則 (趣旨)

**第1条** この規則は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）を施行するため、法、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成24年政令第286号）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。）並びに高知県手数料徴収条例（平成12年高知県条例第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。  
(定義)

**第2条** この規則において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。  
(所管行政庁が必要と認める図書等)

**第3条** 省令第41条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるとおりとする。  
(1) 当該申請に係る低炭素建築物新築等計画について、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（業として、建築物を設計し、若しくは販売し、建築物の販売を代理し、若しくは媒介し、又は建築物を新築する建設工事を請け負う者に支配されていないものに限る。以下この号において「登録建築物調査機関等」という。）による法第54条第1項第1号

(法第55条第2項において準用する場合を含む。)に掲げる基準への適合に係る技術的審査を受けた場合にあつては、当該登録建築物調査機関等が交付する当該技術的審査の結果についての適合証（当該技術的審査を受けた添付書類を含む。）

(2) 前号に掲げるもののほか、当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項第1号（法第55条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合することを確認することができる図書で、知事が認めるもの  
2 省令第41条第3項の所管行政庁が必要と認める図書は、前項第2号に掲げる図書を添える場合において、同条第1項の表に掲げる図書のうち知事が不要であると認める図書とする。  
(低炭素建築物新築等計画の認定の申請等の取下げ)

**第4条** 法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請又は省令第45条の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請をした者は、法第54条第1項又は第55条第1項の認定を受ける前にこれらの申請を取り下げようとするときは、別記第1号様式による低炭素建築物新築等計画認定申請等取下げ届を知事に提出しなければならない。  
(低炭素建築物新築等計画等の不認定の通知等)

**第5条** 知事は、法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請又は省令第45条の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請があつた場合において、法第54条第1項又は第55条第1項の認定をしないときは、別記第2号様式による低炭素建築物新築等計画等不認定通知書に省令第41条第1項又は第45条の申請書の副本及びその添付図書を添えて、これらの申請をした者に通知するものとする。  
2 次に掲げる場合には、法第54条第1項又は第55条第1項の認定をしないものとする。

(1) 法第54条第1項各号（法第55条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合しないと認める場合  
(2) 法第54条第6項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）に規定する場合  
(3) 省令の規定による手続に違反していると認める場合  
(軽微な変更の届出)

**第6条** 認定建築主（認定低炭素建築物新築等計画に係る低炭素建築物が譲渡された場合にあつては、当該低炭素建築物の所有者とする。以下同じ。）は、認定低炭素建築物新築等計画について省令第44条に規定する軽微な変更をしようとするときは、別記第3号様式による認定低炭素建築物新築等計画変更届を知事に提出しなければならない。この場合において、当該軽微な変更が同条第2号に掲げるものであるときは、当該軽微な変更の内容を確認することができる図書を添えなければならない。  
(低炭素建築物の新築等を取りやめる旨の申出)

**第7条** 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく低

炭素建築物の新築等を取りやめようとするときは、別記第4号様式による低炭素建築物新築等取りやめ申出書を知事に提出しなければならない。

2 法第55条第1項の規定により認定低炭素建築物新築等計画の変更をしようとする場合において、当該変更の認定に係る審査が法第54条第1項の認定に係る審査と同程度のものになると知事が認めるときは、認定建築主は、前項の申出をしなければならない。この場合においては、改めて法第53条第1項の規定に基づき低炭素建築物新築等計画の認定を申請することができる。  
(低炭素建築物の新築等が完了した旨の報告)

**第8条** 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等が完了したときは、速やかに別記第5号様式による低炭素建築物新築等完了報告書を知事に提出しなければならない。  
(改善命令書の交付)

**第9条** 法第57条の規定に基づく改善命令は、当該認定建築主に対して別記第6号様式による改善命令書を交付してするものとする。  
(低炭素建築物新築等計画の認定の取消し通知)

**第10条** 知事は、法第58条の規定に基づき法第54条第1項の認定を取り消したときは、別記第7号様式による低炭素建築物新築等計画認定取消し通知書により当該認定建築主に通知するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、併せて当該認定建築主以外の者に通知することができる。  
(委任)


**第11条** この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。  
**附 則**  
この規則は、公布の日から施行する。

## 別記

## 第1号様式（第4条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住所  
氏名   
(法人の場合は、主たる事務所の所  
在地、名称及び代表者の職・氏名)

低炭素建築物新築等計画認定申請等取下げ届

先にしました申請を都合により取り下げたいので、高知県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第4条の規定により下記のとおり届け出ます。

## 記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定（変更認定）申請年月日  
年 月 日
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定（変更認定）申請に係る低炭素建築物の位置
- 3 低炭素建築物新築等計画の認定（変更認定）申請を取り下げる理由

- 注 1 届出者が個人の場合は、記名押印に代えて、署名とすることができます。
- 2 2欄は、認定申請に係る低炭素建築物が位置する地名及び地番並びに住戸の番号（共同住宅等又は複合建築物において、住戸の部分に係る申請をしている場合に限ります。）を記入してください。

## 第2号様式（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

高知県知事 

低炭素建築物新築等計画等不認定通知書

下記の理由により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項（第55条第1項）の認定をしないこととしましたので、高知県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第5条第1項の規定により通知します。

## 記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定（変更認定）申請受付年月日  
年 月 日
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定（変更認定）申請に係る低炭素建築物の位置
- 3 低炭素建築物新築等計画の認定（変更認定）をしない理由

## (教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

**第3号様式**（第6条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住所  
氏名 ㊟  
(法人の場合は、主たる事務所の所  
在地、名称及び代表者の職・氏名)

## 認定低炭素建築物新築等計画変更届

認定低炭素建築物新築等計画について都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第44条に規定する軽微な変更をしますので、高知県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第6条の規定により下記のとおり届け出ます。

## 記

- 1 認定低炭素建築物新築等計画の認定（変更認定）番号  
第 号
- 2 認定低炭素建築物新築等計画の認定（変更認定）年月日  
年 月 日
- 3 認定に係る低炭素建築物の位置
- 4 変更内容

注 1 届出者が個人の場合は、記名押印に代えて、署名とすることができます。  
2 3欄は、認定に係る低炭素建築物が位置する地名及び地番並びに住戸の番号（共同住宅等又は複合建築物において、住戸の部分に係る認定を受けている場合に限り）を記入してください。

**第4号様式**（第7条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申出者 住所  
氏名 ㊟  
(法人の場合は、主たる事務所の所  
在地、名称及び代表者の職・氏名)

## 低炭素建築物新築等取りやめ申出書

低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等を取りやめますので、高知県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第7条第1項の規定により下記のとおり申し上げます。

## 記

- 1 認定低炭素建築物新築等計画の認定（変更認定）番号  
第 号
- 2 認定低炭素建築物新築等計画の認定（変更認定）年月日  
年 月 日
- 3 認定に係る低炭素建築物の位置
- 4 低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等を取りやめる年月日  
年 月 日
- 5 低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等を取りやめる理由

注 1 申出者が個人の場合は、記名押印に代えて、署名とすることができます。  
2 3欄は、認定に係る低炭素建築物が位置する地名及び地番並びに住戸の番号（共同住宅等又は複合建築物において、住戸の部分に係る認定を受けている場合に限り）を記入してください。

第5号様式（第8条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住所  
氏名  
（法人の場合は、主たる事務所の所  
在 地、名称及び代表者の職・氏名）

低炭素建築物新築等完了報告書

認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等が完了しましたので、高知県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第8条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 認定低炭素建築物新築等計画の認定（変更認定）番号  
第 号
- 2 認定低炭素建築物新築等計画の認定（変更認定）年月日  
年 月 日
- 3 認定に係る低炭素建築物の位置
- 4 認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等が完了したことを確認した建築士等  
（ 級）建築士（ ）登録 第 号  
住所  
氏名  
（ 級）建築士事務所（ ）登録 第 号  
所在地  
名称
- 5 建築基準法第7条又は第7条の2の規定による完了検査  
検査済証交付日 年 月 日  
検査済証番号 第 号

注 1 届出者が個人の場合は、記名押印に代えて、署名とすることができます。  
2 3欄は、認定に係る低炭素建築物が位置する地名及び地番並びに住戸の番号（共同住宅等又は複合建築物において、住戸の部分に係る認定を受けている場合に限り）を記入してください。

第6号様式（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

高知県知事 印  
改善命令書

都市の低炭素化の促進に関する法律第57条の規定に基づき、認定低炭素建築物新築等計画について下記のとおり改善に必要な措置を命じます。

記

- 1 認定低炭素建築物新築等計画の認定（変更認定）番号  
第 号
- 2 認定低炭素建築物新築等計画の認定（変更認定）年月日  
年 月 日
- 3 認定に係る低炭素建築物の位置
- 4 認定建築主の氏名
- 5 措置の内容
- 6 措置の期限  
年 月 日

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第7号様式（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

高知県知事



低炭素建築物新築等計画認定取消し通知書

都市の低炭素化の促進に関する法律第58条の規定に基づき、下記の理由により同法第54条第1項の認定を取り消しますので、高知県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第10条の規定により通知します。

なお、これにより、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第43条第2項（同令第46条において読み替えて準用する場合を含む。）の通知書は、認定当初からその効力を失います。

記

- 1 認定低炭素建築物新築等計画の認定（変更認定）番号  
第 号
- 2 認定低炭素建築物新築等計画の認定（変更認定）年月日  
年 月 日
- 3 認定に係る低炭素建築物の位置
- 4 認定建築主の氏名
- 5 認定を取り消す理由

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

告 示

高知県告示第471号

建築士法（昭和25年法律第202号）第15条の6第3項において読み替えて準用する同法第10条の6第2項の規定により、二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務（以下「二級建築士等試験事務」という。）を行わせている高知県指定試験機関から住所及び二級建築士等試験事務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同法第15条の6第3項において読み替えて準用する同法第10条の6第3項の規定により次のとおり告示する。

平成26年8月5日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 高知県指定試験機関の名称  
公益財団法人建築技術教育普及センター
- 2 変更前及び変更後の高知県指定試験機関の住所  
（変更前） 東京都中央区京橋二丁目14番1号  
（変更後） 東京都千代田区紀尾井町3番6号
- 3 変更前及び変更後の二級建築士等試験事務を行う事務所の所在地  
公益財団法人建築技術教育普及センター本部  
（変更前） 東京都中央区京橋二丁目14番1号  
（変更後） 東京都千代田区紀尾井町3番6号  
公益財団法人建築技術教育普及センター中国四国支部  
広島県広島市中区大手町二丁目11番15号
- 4 変更しようとする年月日  
平成26年8月18日